

香芝市上下水道事業告示第1号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき下記のとおり公示します。

なお、関係図書は令和5年1月30日から2月13日まで、香芝市上下水道部下水道課に備え置いて公衆の縦覧に供します。

令和5年1月30日

香芝市上下水道事業の管理者の権限を行う市長
香芝市長 福岡憲宏

1 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する年月日

令和5年2月14日

2 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する区域

別所地区、下田東二丁目地区、逢坂七丁目地区、逢坂二丁目地区、今泉地区の一部

3 供用開始する排水施設の位置

(1) 別所地区

枝線

管路番号	起点	終点
3005	別所114番地17	別所114番地18
4003-1	別所351番地1	別所180番地20

(2) 下田東二丁目地区

枝線

管路番号	起点	終点
3125	下田東二丁目5-17	下田東二丁目5-17

(3) 逢坂七丁目地区

枝線

管路番号	起点	終点
4198-3	逢坂七丁目111-2	逢坂七丁目111-2

(4) 逢坂二丁目地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	逢坂二丁目708	逢坂二丁目708

(5) 今泉地区

枝線

管路番号	起点	終点
5104	今泉613-2	今泉613-2

4 供用開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分 流 式

5 終末処理場の位置及び名称
奈良県北葛城郡広陵町大字萱野533番地
奈良県第二浄化センター